

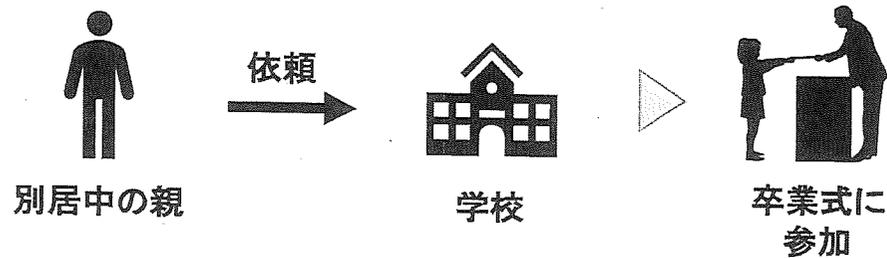
学校における親子交流や別居親の学校行事への参加等の事例



文部科学省

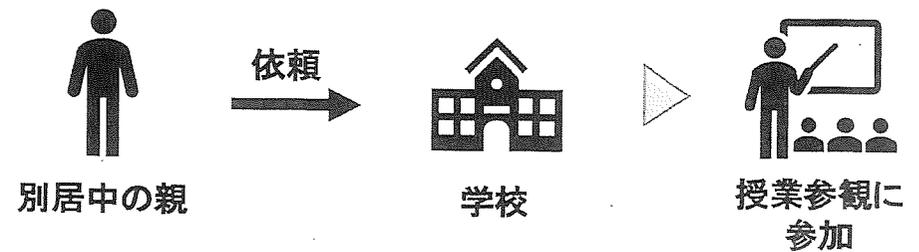
【事例A】

別居している親から学校に要望があり、学校側で、別居している親と同居している親との合意の状況を確認し、卒業式に参加した。



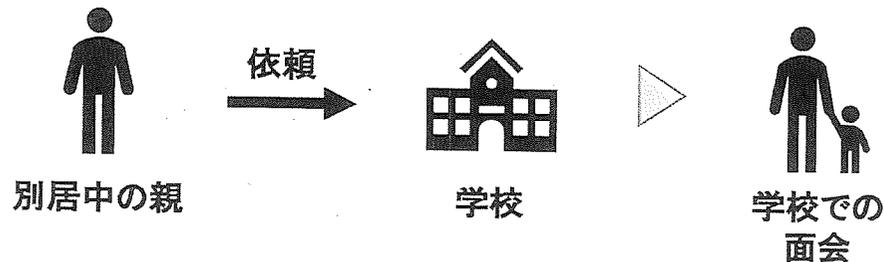
【事例B】

別居している親から学校に要望があり、子供の希望等も勘案し、同居している親と別居している親の導線や来校時間を分けるなど両者が接触しない形で参加した。



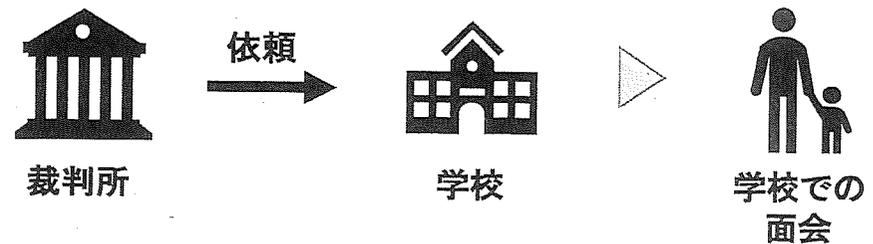
【事例C】

別居している親の要望を踏まえ、学校が児童相談所に相談した上で、同居している親から虐待を受け、児童相談所に保護されていた生徒が、スクールソーシャルワーカー、管理職の立ち会いのもと、別居している親と面会した。



【事例D】

同居している親の了解を得た裁判所から学校に依頼があり、裁判所職員同席のもと、放課後の空き教室で別居している親が児童と面会した。



出典 文部科学省初等中等教育局作成資料
(令和6年12月16日 共同養育支援議員連盟配付資料)

令和7年3月24日 参議院法務委員会
日本維新の会 嘉田由紀子 資料3